HRM Tanaka Human Resources Management
社会保険労務士田中事務所

2024-02
Noboru 2024 https://www.t-hrm.com

Tsushin2 月号2 月1 日発行（通算335 号）
〒468-0043 名古屋市天白区菅田2-1403
特定社会保険労務士／行政書士 田 中 智
キャリアコンサルタント 田 中 律
TEL：052-806-2700 FAX：052-806-2723
E-mail：info @ t-hrm.com

この度の能登半島地震災で亡くなられた方に心からお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

３日 節分，４日 立春，11 日 建国記念の日， 14 日 聖バレンタインデー，19 日 雨水， 23 日 天皇誕生日

豊橋鉄道市内線 冬季限定「おでんしゃ！」

## February 改正情報・案内

① 令和６年１月１日に発生した令和６年能登半島地震による災害を激甚災害に指定する政令が決定され、激甚災害に対処するための特別の援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 25 条の規定に基づく雇用保険の特例措置が適用されることとなりました（「令和６年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」）。この特例措置は、激甚災害に指定された令和６年能登半島地震による災害を受けたため、被災事業所（石川、富山、新潟、福井の４県内）が休止・廃止したことにより休業し、被保険者が就業できず賃金を受けられない場合に、離職していなくても「失業」とみなして雇用保険の基本手当（１日最大 8490 円）を支給するものです。これは、休業手当を払えない企業の支援にもつながります。本特例措置は、令和６年 12 月 31 日まで実施します。

また、厚労省は、被災事業所が解雇せず雇用を維持するための雇用調整助成金を巡っても、売上高などの減少を比較する期間を直近３カ月から１カ月に短縮すると発表しました。

② 2024 年度の協会けんぽの全支部の平均健康保険料率は、10.00%が予定され、2024 年３月分（４月納付分）から改定される見込み。今月中に決定されます。 北海道 10.21% 東京都 9.98% 福岡県 10.35% 沖縄県 9.52% 愛知県 10.02% 労使折半では **50.05 →50.1**／1000

★介護保険料率は全国一律で 1.82%から 1.60%に**引下げ**になる予定です。労使折半では **9.1→8**／1000

③ 年金改正４月から（1 月 19 日発表）金額、在職老齢年金の計算式が改正→3.法改正等ワンポイントで

※（労働者分保険料率）健康保険 **50.05** （愛知）／1000、介護保険 **9.1** ／1000
厚生年金保険 **91.5**／1000 雇用保険 **6**／1000（建設業 **7**／1000）

## 2. 名言名句

**「打破漆桶底（だはしっつうてい）」** **「正法眼蔵随聞記」より**

漆の桶の底（自分の心の器）をぶち破りなさい。漆桶とは、長年にわたり付着した自己の先入観念です。人間は年齢に応じた打破漆桶底をし、年代相応の器を作り上げなければなりません。望む給料（報酬）にふさわしい自己変身がなければ、どこの職場（事業）に移っても給料（報酬）は上がらない。一限人生であるからこそ、一年一回の打破漆桶底を目指し精進したいものです。

## 3.法改正等ワンポイント 年金改正４月

「物価変動率」3.2% 「名目手取り賃金変動率」3.1% 「マクロ経済スライドによるスライド調整率」▲0.4%

年金額の改定については、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定されることとなっています。結果として、令和６年度の年金額は、3.1%-0.4%で 2.7%の引上げとなります。

・名目手取賃金変動率 3.1%＝実質賃金変動率（令和 2～4 年度の平均）▲0.1%＋物価変動率（令和５年の値）3.2%＋可処分所得割合変化率（令和３年度の値）0.0%

・マクロ経済スライドによる「スライド調整率」▲0.4%＝公的年金被保険者総数の変動率（令和 2～4 年度の平均）▲0.1%＋平均余命の伸び率（定率）▲0.3%

※「マクロ経済スライド」とは、賃金や物価の上昇ほどは年金額を上昇させないように、改定率を調整し年金の給付水準を調整する仕組みです（平成 16 年の年金制度改正により導入）。これにより、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。公的年金被保険者総数の変動と平均余命の伸びに基づいてスライド調整率が設定され、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除されるというものです。

① 国民年金の保険料は、16,980 円 （＋460 円）② 令和 6 年度分の年金が支給されるのは 6 月 14 日から

老齢基礎年金 （令和 5 年度額）795,000 円→（令和 6 年度額）816,000 円（＊昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの人は、792,600 円→813,700 円） 令和 5 年度で、賃金＞物価であったため、新規裁定（67 歳以下）が賃金ベース、既裁定者が物価ベースで改定されたため 2 種類の額となっています。令和 6 年度は賃金＜物価だったので両者賃金ベースで改定されました。

③ 在職老齢年金 ★基準額「48 万円」は→50 万円に改正されます。調整開始は 6 月 14 日支給分から

年金支給停止額=（令和 6 年度年金額に基づいて計算された基本月額+総報酬月額相当額－基準額 50 万円）÷2

★給与・賞与の支給額や方法によって年金額が変化します。年金月額と給与の合計が 50 万円までは年金は全額支給となります（※年間賞与も計算に加えます）

## 4. 統計 ・ 情報

① 愛知県最低賃金は 1027 円、令和 5 年 12 月 16 日からの愛知県の特定最低賃金は以下のとおり

製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業(表面処理鋼材を除く。)1,059 円
輸送用機械器具製造業(建設用ショベルトラック製造業を含む。
船舶製造・修理業,舶用機関製造業、自転車・同部分品製造業を除く。) 1,028 円
上記の各産業に属する事業場で働く労働者(技能実習生等の外国人労働者及び事務を専らとする労働者も含む。)に適用
＜適用除外労働者＞
(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇入れ後 3 月未満の者であって技能習得中のもの
(3) 次に掲げる業務に主として従事する者
● 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務 ロ 軽易な運搬の業務
● 輸送用機械器具製造業 イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務

モザイクタイルミュージアム（多治見市）

② 4月より労災保険率の改定予定

・引下げ→「林業、定置網漁業又は海面魚類養殖業」「採石業」「めつき業」「金属材料品製造業」などの 17 業種／・引上げ→「パルプ又は紙製造業」「電気機械器具製造業」「ビルメンテナンス業」の３業種／・変化なし→34 業種／・一人親方などの特別加入に係る第２種特別加入保険料率を改定へ

③ 人手不足の業種で外国人材が働く「特定技能」の対象をめぐり、関係省庁が自動車運送業や鉄道、林業、木材産業の 4 分野を追加する方向で調整に入った。追加が実現すれば 2019 年の制度創設以来初めてで、現在の製造業など 12 分野※から働く場が広がる（1 月 28 日）。※1. 介護 2. ビルクリーニング業 3. 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野 4. 建設業 5. 造船・舶用工業 6. 自動車整備業 7. 航空業 8. 宿泊業 9. 農業 10. 漁業 11. 飲食料品製造業 12. 外食業

HRM Tanaka Human Resources Management win-win

先月号のあとがきで「どうする家康」の「す」が「ず」に、大谷翔平の「翔」を「祥」と記載してしまいましたが、親切にご指摘をいただきました。「年のせいか細かい小さな字が見えづらくなって」との言い訳は良くありません。誤入力がある前提で見直すことが重要です。また、別の人の目でチェックすることも必要です。

長時間の事務作業は、どうしても変な姿勢で固まったりして背中や腰の具合も良くない状況に陥ります。「骨盤を正しい位置に」と整体などで調整してもらいますが、また戻ってしまいます。やはり普段の姿勢は大事で、運転時の姿勢もまた然りです。体の調子は、仕事にも影響しますので、今年は「健康維持にチャレンジ」ということで、「多少の筋トレ」と「ウォーキング」をなんとか続けようと開始したところです。1 年を終える頃にどうなっているかが楽しみです、さて「有言実行」なるか！自分に期待です。皆さんの今年の目標やモットーは何でしょうか。

1 月 1 日の能登半島地震では、断水がまだ続いている地域があり、道路も寸断されていて一刻も早いインフラ整備・回復を願います。そして、被災された方々の健康が維持されることをお祈り申し上げます。

# 労災保険率及び第一種特別加入保険料率

（単位：1/1,000）

| 業種 | 現行 | 改定(案) | 変化 |
|---|---|---|---|
| 林業 | 60 | 52 | ↘ |
| 海面漁業 | 18 | 18 | |
| 定置網漁業又は海面魚類養殖業 | 38 | 37 | ↘ |
| 金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業 | 88 | 88 | |
| 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業 | 16 | 13 | ↘ |
| 原油又は天然ガス鉱業 | 2.5 | 2.5 | |
| 採石業 | 49 | 37 | ↘ |
| その他の鉱業 | 26 | 26 | |
| 水力発電施設、ずい道等新設事業 | 62 | 34 | ↘ |
| 道路新設事業 | 11 | 11 | |
| 舗装工事業 | 9 | 9 | |
| 鉄道又は軌道新設事業 | 9 | 9 | |
| 建築事業 | 9.5 | 9.5 | |
| 既設建築物設備工事業 | 12 | 12 | |
| 機械装置の組立て又は据付けの事業 | 6.5 | 6 | ↘ |
| その他の建設事業 | 15 | 15 | |
| 食料品製造業 | 6 | 5.5 | ↘ |
| 繊維工業又は繊維製品製造業 | 4 | 4 | |
| 木材又は木製品製造業 | 14 | 13 | ↘ |
| パルプ又は紙製造業 | 6.5 | 7 | ↗ |
| 印刷又は製本業 | 3.5 | 3.5 | |
| 化学工業 | 4.5 | 4.5 | |
| ガラス又はセメント製造業 | 6 | 6 | |
| コンクリート製造業 | 13 | 13 | |
| 陶磁器製品製造業 | 18 | 17 | ↘ |
| その他の窯業又は土石製品製造業 | 26 | 23 | ↘ |
| 金属精錬業 | 6.5 | 6.5 | |
| 非鉄金属精錬業 | 7 | 7 | |
| 金属材料品製造業 | 5.5 | 5 | ↘ |
| 鋳物業 | 16 | 16 | |
| 金属製品製造業又は金属加工業 | 10 | 9 | ↘ |
| 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業 | 6.5 | 6.5 | |
| めっき業 | 7 | 6.5 | ↘ |
| 機械器具製造業 | 5 | 5 | |
| 電気機械器具製造業 | 2.5 | 3 | ↗ |
| 輸送用機械器具製造業 | 4 | 4 | |
| 船舶製造又は修理業 | 23 | 23 | |
| 計量器、光学機械、時計等製造業 | 2.5 | 2.5 | |
| 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業 | 3.5 | 3.5 | |
| その他の製造業 | 6.5 | 6 | ↘ |
| 交通運輸事業 | 4 | 4 | |
| 貨物取扱事業 | 9 | 8.5 | ↘ |
| 港湾貨物取扱事業 | 9 | 9 | |
| 港湾荷役業 | 13 | 12 | ↘ |
| 電気、ガス、水道又は熱供給の事業 | 3 | 3 | |
| 船舶所有者の事業 | 47 | 42 | ↘ |
| 農業又は海面漁業以外の漁業 | 13 | 13 | |
| 清掃、火葬又はと畜の事業 | 13 | 13 | |
| ビルメンテナンス業 | 5.5 | 6 | ↗ |
| 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業 | 6.5 | 6.5 | |
| 通信業、放送業、新聞業又は出版業 | 2.5 | 2.5 | |
| 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業 | 3 | 3 | |
| 金融業、保険業又は不動産業 | 2.5 | 2.5 | |
| その他の各種事業 | 3 | 3 | |

# 特別加入保険料率

一人親方等の保険料率（第二種特別加入保険料率）

（単位：1/1,000）

| | | 現行 | 改定案 | 変化 |
|---|---|---|---|---|
| 特1 | 個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業 | 12 | 11 | ↘ |
| 特2 | 建設業の一人親方 | 18 | 17 | ↘ |
| 特3 | 漁船による自営業者 | 45 | 45 | |
| 特4 | 林業の一人親方 | 52 | 52 | |
| 特5 | 医薬品の配置販売業者 | 7 | 6 | ↘ |